

葉山町議会議長 待寺真司 殿

令和04年02月01日

陳情 「葉山町契約規則」改正を求める

陳情趣旨

公募型プロポーザルによる受託候補者との随意契約における契約後の契約金額増額について、協議に応じないことができるよう「葉山町契約規則」の改正を求める。

例えば、契約金額増額についての協議は、町側からの提出資料の不備および要求変更、自然災害による現状破損によるものに限る等。

陳情理由

昨今、地方自治体の公共事業、特に大型事業の進め方において、一般競争入札から公募型プロポーザル方式による随意契約による場合が多くなってきている。葉山町においても下水道事業に続き、クリーンセンター再整備事業も公募型プロポーザル方式が採用されている。

「葉山町プロポーザル実施取り扱い要綱」では、受託候補者の特定迄が定義づけられているが、特定後の随意契約についての取り扱いが規定されていない。

(自治体によっては定めている)

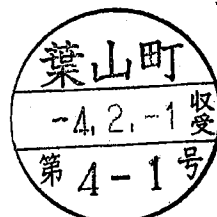
随意契約については「葉山町契約規則」第3節で、地方自治法に基づく随意契約の出来る金額は、工事又は製造の請負130万円以下と定めている。

他に契約の公表および契約の方法が定められているが、規則で定める金額よりはるかに高い契約金額の一般競争入札で応札者なし、または2回連続不調の場合の随意契約や、公募型プロポーザルによる随意契約の方法について明確化されていない。

よって、特に高額な公募型プロポーザルによる随意契約における増加費用も、契約金額130万円以下と同じく、現規則第40条の3(契約金額の変更方法等)が適用される。

具体的には随意契約者が増加費用を必要とした場合、町が負担する必要な費用の額については町長及び契約者が協議して定めることになる。

高額な公募型プロポーザルによる随意契約も同じ条件では、不正の温床となる可能性がある。



7

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]